

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十七年東京都告示第五百七十二号(都税に係る徴収金の収納委託)の一部改正……………一
……………(主税局徴収部徴収指導課)……………一
- 都市計画の変更(四件)……………一
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
……………(同)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
……………(同)……………二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
……………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………三
……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………三
- 森林法第百八十九条の揭示……………三
……………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………三
……………(同)……………三

公告

- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………三
- 都市計画の案(九件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地)

告示

- 利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課……………四
- 土地区画整理事業の換地処分……………七
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………七
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………七
- 都立海上公園有料施設の休場日……………八
……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………八

東京都告示第七百十七号

平成二十七年東京都告示第五百七十二号(都税に係る徴収金の収納委託)の一部を次のように改正する。
平成二十七年十二月一日

東京都知事 外 添 要 一

株式会社ココストア
愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 の項を削る。

東京都告示第七百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により昭島都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。
平成二十七年十二月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画区域の 変更に係る土地の区域
名称
昭島都市計画区 追加する部分
域 昭島市美堀町三丁目地内
削除する部分

福生市大字熊川字武蔵野地内

東京都告示第七百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により福生都市計画区域を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により告示する。
平成二十七年十二月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画区域の 変更に係る土地の区域
名称
福生都市計画区 追加する部分
域 福生市大字熊川字武蔵野地内
削除する部分
昭島市美堀町三丁目地内

東京都告示第七百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により昭島都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十七年十二月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
昭島都市計画区
区域区分
市街化区域 追加する部分

昭島市美堀町三丁目地内

削除する部分

福生市大字熊川字武蔵野地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び昭島市役所

●東京都告示第七百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生
都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、
同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画区
区域分

追加する部分
市街化区域

福生市大字熊川字武蔵野地内

削除する部分

昭島市美堀町三丁目地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)並びに福生市役所、羽
村市役所及び瑞穂町役場

●東京都告示第七百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道
路の種類

指定年月日

指定に係る道
路の位置

指定に係る道
路の延長及び
幅員(単位メ
ートル)

法第四十二条 平成二十七 東村山市諏訪 延長
第一項第四号 年十一月二 町一丁目一番 一一七・四二
の規定による 日 三及び同番四 幅員
の各一部、同 六・〇〇
番四地先並び
に同番十、二
番二、同番三、
同番九及び同
番二十六の各
一部並びに同
番三十五から
同番三十九ま
で

●東京都告示第七百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道
路の種類

指定年月日

指定に係る道
路の位置

指定に係る道
路の延長及び
幅員(単位メ
ートル)

法第四十二条 平成二十七 小平市学園東 延長
第一項第五号 年十一月六 町三丁目二番 一九・二二
の規定による 日 百十八の一部 幅員
道路 四・〇〇

●東京都告示第七百二十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)イオンタウ
ン羽村建設事業について、環境影響評価書案(以下「評価
書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四
十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めた
ので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示す
る。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

羽村市 神明台一丁目、神明台二丁目、神明台三丁目、
神明台四丁目、五ノ神一丁目、五ノ神二丁目、
五ノ神三丁目、五ノ神四丁目、富士見平一丁
目、富士見平二丁目、羽東一丁目、川崎一丁
目及び川崎二丁目の区域

福生市 加美平一丁目、加美平二丁目及び加美平四丁
目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

イオンタウン株式会社

代表取締役 大門 淳

<p>三 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 対象事業の名称及び種類 (仮称) イオンタウン羽村建設事業 自動車駐車場の設置</p> <p>四 対象事業の内容の概略 対象事業は、羽村市神明台二丁目に位置する敷地において、商業施設の建設及びそれに伴う約二千六百台の自動車駐車場を設置するものである。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景觀、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに平成二十七年十二月二十九日から同月三十一日までを除く。</p> <p>なお、平成二十七年十二月二十九日から平成二十八年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。</p> <p>(二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所 ア 羽村市産業環境部環境保全課 羽村市緑ヶ丘五丁目二番一号 イ 福生市生活環境部環境課 福生市本町五番地</p>		
	<p>ウ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階</p> <p>エ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法 持参又は郵送</p> <p>(二) 記載事項 ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地) イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限 平成二十八年一月十四日</p> <p>(四) 提出先 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容及び計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(13)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	<p>①工事の施行中</p> <p>＜建設機械の稼働に伴い発生する大気質＞</p> <p>建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は、0.03873ppmであり、評価の指標として設定した0.06ppm以下である。また、浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は、0.05158mg/m³であり、評価の指標として設定した0.10mg/m³以下である。なお、将来予測濃度（年平均値）に対する建設機械の稼働による寄与率は二酸化窒素で17.9%、浮遊粒子状物質で3.8%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるように努めること、建設機械のアイドリングストップの実施や整備・点検を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴い発生する大気質が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p> <p>＜工事用車両の走行に伴い発生する大気質＞</p> <p>工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は、0.032706～0.033718ppmであり、評価の指標として設定した0.06ppm以下である。また、浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は、0.052339～0.052388 mg/m³であり、評価の指標として設定した0.10mg/m³以下である。</p> <p>なお、将来予測濃度（年平均値）に対する工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で0.43～1.19%、浮遊粒子状物質で0.01～0.02%である。以上のことから、工事用車両の走行に伴い発生する大気質が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染	<p>②工事の完了後</p> <p>＜駐車場の供用に伴い発生する大気質＞</p> <p>駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は、0.03306ppmであり、評価の指標として設定した0.06ppm以下である。また、浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は、0.050225mg/m³であり、評価の指標として設定した0.10mg/m³以下である。</p> <p>なお、将来予測濃度（年平均値）に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で1.40%、浮遊粒子状物質で0.03%である。</p> <p>駐車場の供用後の大気質濃度の低減対策としては、場内でのアイドリングストップの呼びかけを行い、駐車場の供用に伴う二酸化窒素・浮遊粒子状物質の排出の低減に努める。</p> <p>以上のことから、駐車場の供用に伴い発生する大気質が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p> <p>＜関連車両の走行に伴い発生する大気質＞</p> <p>関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素の将来予測濃度（日平均値の年間98%値）は、0.032263～0.032518ppmであり、評価の指標として設定した0.06ppm以下である。また、浮遊粒子状物質の将来予測濃度（日平均値の2%除外値）は、0.052323～0.052333 mg/m³であり、評価の指標として設定した0.10mg/m³以下である。</p> <p>なお、将来予測濃度（年平均値）に対する関連車両の走行による寄与率は二酸化窒素で0.31～1.46%、浮遊粒子状物質で0.01～0.03%である。以上のことから、関連車両の走行に伴い発生する大気質が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p>①工事の施行中</p> <p>＜建設機械の稼働に伴う騒音・振動＞ 建設機械の稼働に伴う敷地境界における騒音レベル(L_{eq})の予測結果は、67dBであり、評価の指標として設定した「環境確保条例」に基づく「指定建設作業騒音の勧告基準」(80dB)以下である。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う敷地境界における振動レベル(L_v)の予測結果は、55dBであり、評価の指標として設定した「環境確保条例」に基づく「指定建設作業振動の勧告基準」(70dB)以下である。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音・振動が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p> <p>＜工事用車両の走行に伴う騒音・振動＞ 工事用車両の走行に伴う騒音レベル(L_{req})の予測結果は、65～68dBである。予測地点No.5、6の東側、7、9において評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回ると予測する。なお、工事用車両の走行に伴う増加する騒音レベルは0.1～0.6dBである。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う振動レベル(L_v)の予測結果は、23～40dBであり、評価の指標として設定した「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」以下である。なお、工事用車両の走行に伴う増加する振動レベルは0.3～1.3dBである。</p> <p>工事用車両による搬出入が一時的に集中しないよう、効率的な運行計画を策定し、運行計画に基づいた工事用車両の搬出入管理に努める等の措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p>②工事の完了後</p> <p>＜駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音＞ 駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベル(L_{req})の予測結果は、予測地点A～Gにおいて、昼間36.4～52.3dB、夜間21.8～39.0dBである。暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間48～66dB、夜間44～60dBであり、予測地点Aの昼間及び夜間において評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回るが、駐車場利用車両の走行に伴う寄与はほとんどなく、現況の騒音レベル(暗騒音レベル)を悪化させるものではない。</p> <p>集合住宅を考慮した予測地点a～dにおける等価騒音レベルは、昼間42.0～49.5dB、夜間16.1～36.1dBである。暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間49～52dB、夜間44～45dBであり、評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」以下である。</p> <p>駐車場利用車両の走行に伴う騒音低減対策としては、適宜・適切に、交通誘導員等を配置する等により、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。また、来店者の車両については、駐車場における走行速度制限やアイドリングストップの周知徹底を図る等の措置を講じることにより、駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う騒音が環境に及ぼす影響は小さいものと考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p><関連車両の走行に伴う道路交通騒音></p> <p>関連車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、昼間 59～68dB、夜間 52～63dB である。昼間に予測地点 No. 5, 6, 7, 12 の西側、夜間に予測地点 No. 6, 7, 9 において評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回る。なお、関連車両の走行に伴い増加する騒音レベルは、昼間 0.5～6.0dB、夜間 0.1～3.3dB である。</p> <p>工事完了後の関連車両の走行に対する騒音低減対策としては、チャレンジ内表示、ホームページ等を用いて、来店者に誘導経路等を案内し、円滑な交通流の確保及び車両の集中が発生しないように周知を図る。また、搬出入が一時的に集中しないよう、効率的な運行計画を策定し、運行計画に基づいた搬出入車両の搬出入管理に努める。特に、No. 5 における運行計画には配慮する。これらの措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う道路沿道の騒音の低減に努める。</p> <p>なお、No.11 の市道第 3022 号線については、計画建築物への入出庫車両の影響が大きく西側の騒音レベルで昼間 6.0dB 増加するが、当該予測地点の西側は計画地である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う騒音が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p> <p><関連車両の走行に伴う道路交通振動></p> <p>関連車両の走行に伴う振動レベル ($L_{1/3}$) の予測結果は、昼間 19～45dB、夜間 22～36dB であり、評価の指標として設定した「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」以下である。なお、関連車両の走行に伴い増加する振動レベルは、昼間 0.1～5.6dB、夜間 1.6～5.5dB である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う振動が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
騒音・振動	<p><施設の稼働に伴う騒音></p> <p>施設の稼働に伴う等価騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、予測地点 A～G において、昼間 42.0～50.3dB、夜間 35.9～44.3dB である。暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間 49～65dB、夜間 45～60dB であり、予測地点 A の昼間及び夜間において評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回るが、施設の稼働に伴う寄与はほとんどなく、現況の騒音レベル (暗騒音レベル) を悪化させるものではない。</p> <p>集合住宅を考慮した予測地点 a～d における等価騒音レベルは、昼間 41.6～54.6dB、夜間 35.7～48.6dB であり、暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間 49～55dB、夜間 45～50dB であり、評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」以下である。</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値 (L_{max}) は、42～50dB であり、評価の指標として設定した「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」以下である。</p> <p>また、駐車場利用車両の走行及び施設の稼働に伴う等価騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、予測地点 A～G において、昼間 44.4～52.9dB、夜間 36.6～44.3dB である。暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間 49～66dB、夜間 45～60dB であり、予測地点 A の昼間及び夜間において評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」を上回るが、暗騒音が既に評価の指標を上回っており、駐車場利用車両の走行及び施設の稼働に伴う寄与はほとんどなく、現況の騒音レベル (暗騒音レベル) を悪化させるものではない。</p> <p>集合住宅を考慮した予測地点 a～d における等価騒音レベルは、昼間 45.1～55.6dB、夜間 35.7～48.8dB であり、暗騒音レベルを加えた騒音レベルは、昼間 49～56dB、夜間 45～50dB であり、評価の指標として設定した「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」以下である。</p> <p>駐車場利用車両の走行及び施設の稼働に伴う騒音低減対策としては、適宜・適切に、交通誘導員等を配置する等により、円滑な交通流の確保及び車両の集中を避ける。また、来店者の車両については、駐車場における走行速度制限やアイドリングストップの周知徹底を図る等の措置を講じる。なお、設備機器等の選定には低騒音型の機器の使用に努めるとともに、定期点検及び清掃を適宜実施し、異常音の発生防止に努める。また、設備機器が集中する箇所や隣接マンション側には遮音壁等を設置し、駐車場利用車両の走行及び施設の稼働に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音が環境に及ぼす影響の程度は小さいものと考える。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
	<p>①工事の施行中 掘削時の雨水は、防災小堤（土による堤防のようなもの）等により、敷地外への流出を防ぎ、敷地内で浸透させるため、地下水涵養能力は低下しない。 以上のことから、評価の指標（工事施工中の雨水浸透量が現況の雨水浸透量を下回らないこと）に適合するものと考ええる。</p> <p>②工事の完了後 本事業では、計画地内に雨水浸透槽および地下式雨水浸透貯留槽の浸透施設を設置することにより、雨水浸透量は、現況と比較して 2,006.0 m³/hr 増加する。 計画地全体の抑制対策量 (3,062.08m³) は、流域対策量 (2,925.00m³) 以上である。また、各流域における抑制対策量も流域対策量を上回っている。 以上のことから、評価の指標（工事完了後の雨水浸透量が現況の雨水浸透量を下回らないこと、及び「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」に示される流域対策量以上の抑制対策量を確保すること）に適合するものと考ええる。</p>
日影	<p>①工事の完了後 冬至日における計画建築物における 2 時間以上の日影は、計画建築物の北西側が発生するが、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づき 10m 規制ラインを超える範囲には 2 時間以上の日影は発生しない。 したがって、計画建築物による日影は、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月、法律第 201 号）及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和 53 年 7 月、東京都条例第 63 号）に基づき日影規制を満足するものと予測する。 また、計画地周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等として、社会福祉施設（幼稚園、保育園等）が複数存在するが、これらの施設には、計画建築物の日影が及ぶことはないとして予測する。 以上のことから、評価の指標（日影規制）に適合するものと考ええる。</p>

表 1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
景観	<p>①工事の完了後 ＜主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度＞ 計画地周辺の景観構成要素は、ほぼ平坦な地形とみなせる台地上に位置する市街地等の人工的な景観構成要素が広く存在するとともに、部分的に水木公園の高木植栽などの自然的な景観構成要素が存在する形で構成されている。 計画建築物は大型の中層建築物であり、工事の完了後には、新たに人工的な景観構成要素が出現する。しかし、計画地の周辺は、既に住宅地や工場等が広く存在する地域であることに加え、都道 249 号（福生羽村線）の沿道には郊外型の大型店舗等が存在することから、地域の景観構成要素との間の不整合は生じないと考える。 以上のことから、評価の指標（統一感のあるまち並みの形成が図られていること）に適合するものと考ええる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
景観	<p><代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度></p> <p>代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度についての予測は、中景域9地点、近景域4地点の13地点について実施した。</p> <p>中景域の地点では、市街地景観の中に計画建築物の一部が根絶される形で出現するが、スカイライン等の大きな変化は生じず、景観形成基準に示された周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインの形成が図られる。また、計画建築物は周辺の市街地景観の中に溶け込むと考えられ、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は小さいと予測される。したがって、評価の指標として設定した「東京都景観計画」(平成23年4月、東京都)や「羽村市都市計画マスタープラン」(平成20年3月、羽村市)に従い、統一感のあるまち並みの形成が図られていると考える。</p> <p>近景域の地点については、計画建築物の出現により眺望が変化するが、建築物の壁面は圧迫感の解消も考慮して、可能な限りセットバックしている。また、建築物や敷地境界部との間には、緩衝帯として地域種による緑化を行う計画であり、近接する水木公園との間においても緑の連続性が確保できている。したがって、評価の指標として設定した計画地と水木公園との間には、「緑の連続性が確保されている」と考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p><計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度></p> <p>計画建築物の存在による圧迫感の変化の程度は、2地点について予測を行った。</p> <p>予測地点における形態率は、No.1地点が現況の16.8%から1.7ポイント上昇して18.5%、No.2地点が現況の15.5%から5.2ポイント上昇して20.7%になると予測する。両地点ともに、工事の完了後の形態率の変化は10ポイント未満に抑えられており、現況に比して圧迫感の変化に与える影響は最小であると予測する。</p> <p>また、本事業においては、「圧迫感の軽減に配慮した壁面後退や地下車路スロープの設置」、「壁面形状の分節」等の検討により、さらに圧迫感への影響は軽減されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標（形態率の変化を最小限とする）に適合するものと考ええる。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>①工事の施行中</p> <p>計画地に近接する自然との触れ合い活動の場である「水木公園」は、現況の利用形態から、自然的な景観の観賞や散策の場としての機能を持つと考えられる。工事の施行中、躯体工事の実施に伴う建築物等の構造物の出現や、建設機械の稼働等による騒音の発生等の影響が生じると考えられるが、本事業において水木公園は改変されない。また、計画地は仮囲いで空間的に分断されることから、事業の実施に伴い、自然との触れ合い活動の場の機能に著しい影響は与えないと予測する。</p> <p>また、現況で自然との触れ合い活動の場への利用経路となる道路には歩道が整備されているとともに、交差点は信号が設置され、歩行者の安全性が確保されている。本事業ではこれらの道路の分断などの影響を与えないことから、工事用車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に、著しい影響を与えないと予測する。さらに、工事用車両の出入口には、交通誘導員を配置して歩行者の動線と安全性を確保する等の対策を講じることから、工事用車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は軽微であると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「自然との触れ合い活動の場」に著しい影響を与えないこと）及び「自然との触れ合い活動の場」に著しい影響を与えないこと）に適合するものと考ええる。</p>

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>②工事の完了後</p> <p>計画地に近接する自然との触れ合い活動の場である「水木公園」は、現状の利用形態から、自然的な景観の観賞や散策の場としての機能を持つと考えられる。工事の完了後、計画地は未利用地から商業施設となり、土地の利用形態が大幅に変更されるが、本事業において水木公園は改変されない。なお、計画地内の緑地は、地域種による植栽により、周辺の緑地との連続性にも配慮することから、事業の実施による自然との触れ合い活動の場の持つ機能に与える影響は小さいものと予測する。</p> <p>また、現況で自然との触れ合い活動の場への利用経路となる道路には歩道が整備されているとともに、交差点は信号が設置され、歩行者の安全性が確保されている。本事業ではこれらの道路の分断などの影響を与えないことから、関連車両の走行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に、著しい影響を与えないと予測する。さらに、駐車場の出入口周辺には運転手の視界を妨げない適切な植栽配置や、一時停止や歩行者優先を呼び掛ける標識の設置を行う等の対策を講じることから、関連車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は軽微であると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「自然との触れ合い活動の場の機能に著しい影響を与えないこと」及び「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を与えないこと」）に適合するものと考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>①工事の施行中</p> <p>ア.建設工事に伴う建設廃材の発生量、リサイクル量、最終処分量及び各処理方法等</p> <p>建設工事に伴う建設廃材の発生量の予測結果は2,068tであり、その内訳は資源物量が424t、その他の産業廃棄物が1,645tである。また、建設廃材2,068tのうち、リサイクル量は1,965t、最終処分量は103t、リサイクル率は95%である。</p> <p>廃棄物の処理方法等は、可能な限りリサイクルすることを基本とし、リサイクルが困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の際の許可を得た業者に委託し、ワニフエルトシステムに基づいて適正に処分する。</p> <p>なお、工事の施行にあたっては、建設資材に可能な限り再生資材を使用することや木材系型枠材の使用量を低減するなどの保全措置を徹底し、建設廃材の発生抑制に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標（関係法令等に定める事業者の責務及び「東京都建設リサイクル推進計画」に示す基本的方針を遵守すること）に適合するものと考える。</p> <p>イ.掘削工事に伴う建設発生土の発生量、場内埋戻し・敷き均し量、搬出量及び各処理方法等</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の発生量は、114,541 m³と予測する。建設発生土は、可能な限り場内埋戻しや敷き均しに使用するものとし、14,134 m³は場内で利用する計画であり、場外搬出量は100,407 m³であると予測する。場外へ搬出する建設発生土は、全て埋立て用材として再利用する計画である。</p> <p>なお、建設工事に伴う建設汚泥は発生しない予定である。</p> <p>以上のことから、評価の指標（関係法令等に定める事業者の責務及び「東京都建設リサイクル推進計画」に示す基本的方針を遵守すること）に適合するものと考える。</p>

表 1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>②工事の完了後 施設の供用に伴う廃棄物の排出量予測結果は約 2,485t/年、リサイクル量は約 2,485t/年とリサイクル率はほぼ 100.0%となっており、最終的な処理・処分量は約 0.1t/年である。 廃棄物の処理方法等は、可能な限り資源化することを基本とし、リサイクルが困難な一部の材料については、産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託し適正に処分する。 以上のことから、評価の指標(関係法令等に定める事業者の責務を遵守すること)に適合するものと考ええる。</p>
温室効果ガス	<p>①工事の完了後 本事業の計画建築物における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量は、8,568t-CO₂/年と予測され、同規模の基準建築物における平均的な温室効果ガス(二酸化炭素)排出量である 14,074 t-CO₂/年と比べ、5,506t-CO₂/年の削減(削減率 39.1%)が見込まれると予測する。 本事業での具体的に導入する削減対策は今後の検討とするが、当該類似店舗と同等に温室効果ガスを削減できる施設とする。今後、温室効果ガス対策に係る最新技術の情報等を積極的に収集するとともに、本事業において導入が可能な対策については積極的に導入を検討し、一層の温室効果ガスの削減に努める。また、緑地形成により、二酸化炭素の吸収に寄与していく。 以上のことから、評価の指標(「東京都内の大規模商業施設と比較して25%の削減率を満足すること)に適合するものと考ええる。</p>

●東京都告示第七百二十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称	所 在 地	認 定 期 間
東京女子医科大学病院	新宿区河田町八番一号	平成二十七年十二月一日から平成三十年十一月三十日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター	同 区百人町三丁目二十二番一号	同右
社会福祉法人賛育会賛育会病院	墨田区太平三丁目二番二号	同右
医療法人財団岩井医療財団稲波脊椎・関節病院	品川区東品川三丁目十七番五号	同右
医療法人社団大坪会三軒茶屋第一病院	世田谷区三軒茶屋一丁目二十二番八号	同右
東京都立松沢病院	同 区上北沢二丁目一番一号	同右
特定医療法人社団和誠会大脇病院	同 区奥沢三丁目三十三番十三号	同右

一般社団法人至誠 会第二病院	同 区上祖師谷五 丁目十九番一号	同右
医療法人社団真和 会樺島病院	杉並区浜田山四丁目 一番八号	同右
医療法人社団静山 会清川病院	同 区阿佐谷南二丁 目三十一番十二号	同右
医療法人社団瑞雲 会高田馬場病院	豊島区高田三丁目八 番九号	同右
社会医療法人社団 正志会花と森の東 京病院	北区西ヶ原二丁目三 番六号	同右
医療法人財団明理 会明理会中央総合 病院	同区東十条三丁目二 番十一号	同右
社会医療法人社団 正志会東京リバー サイド病院	荒川区南千住八丁目 四番四号	同右
医療法人財団同潤 会富士見病院	板橋区大和町十四番 十六号	同右
医療法人社団桃栄 会木村牧角病院	同 区中丸町二十一 番三号	同右
医療法人社団明芳 会イムス記念病院	同 区常盤台四丁目 二十五番五号	同右
公益社団法人板橋 区医師会板橋区医 師会病院	同 区高島平三丁目 十二番六号	同右
医療法人社団慈誠 会東武練馬中央病 院	同 区徳丸三丁目十 九番一号	同右
医療法人社団浩生 会浩生会スズキ病 院	練馬区栄町七番一号	同右
医療法人社団寿英 会内田病院	足立区千住二丁目三 十九番地	同右

医療法人社団大坪 会東和病院	同 区東和四丁目七 番十号	同右
医療法人社団栄悠 会綾瀬循環器病院	同 区谷中二丁目十 六番七号	同右
医療法人財団慈光 会堀切中央病院	葛飾区堀切七丁目四 番四号	同右
医療法人社団昌医 会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西六丁 目三十番三号	同右
医療法人社団徳成 会八王子山王病院	八王子市中野山王二 丁目十五番十六号	同右
医療法人社団三友 会あけぼの病院	町田市中町一丁目二 十三番三号	同右
奥多摩町国民健康 保険奥多摩病院	西多摩郡奥多摩町氷 川千百十一番地	同右
公立阿伎留医療セ ンター	あきる野市引田七十 八番地一	同右
東京都立多摩総合 医療センター	府中市武蔵台二丁目 八番地の二十九	同右
東京都立小児総合 医療センター	同 右	同右
医療法人社団大隅 会森本病院	武蔵野市吉祥寺本町 二丁目二番五号	同右
保谷厚生病院	西東京市栄町一丁目 十七番十八号	同右
医療法人沖繩徳洲 会武蔵野徳洲会病 院	同 市向台町三丁 目五番四十八号	同右
公益財団法人結核 予防会複十字病院	清瀬市松山三丁目一 番二十四号	同右
二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院		
名称	所在地	撤回年月日
医療法人社団樺島 会樺島病院	杉並区浜田山四丁目 一番八号	平成二十七年 十一月三十日

医療法人社団栄悠 足立区谷中三丁目十 同右
 会綾瀬循環器病院 二番十号
 医療法人社団三友 町田市中町一丁目十 同右
 会あけぼの病院 一番十一号
 森本病院 武蔵野市吉祥寺本町 同右
 二丁目二番五号

●東京都告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	揭示場所
八王子市上川町八〇番、 八一番	小峯正雄 石橋恵子 小峯春義	八王子市 役所
青梅市梅郷一丁目一九 三八番、一九四一番	榎戸安子	青梅市役 所
西多摩郡檜原村字下元 郷五三一〇番	市川菊世	檜原村役 場
西多摩郡檜原村字上元 郷五三八六番	坂本馬次郎 坂本林治郎 幡野作太郎	
西多摩郡檜原村字倉掛	岡部ヌイ	
	平野六司	

九四二番八

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東
京都告示第千四百十号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
西多摩郡奥多摩町境字中山八九五番	島崎正美	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町大丹波字日向七八七番、字名坂八四〇番、字八桑八四一番	原島浩	
西多摩郡奥多摩町留浦字のめり坂一七三三番	清水正夫	
あきる野市留原字小林七二六番	中村正次	あきる野市役所
西多摩郡檜原村字南郷五九七五番口	フォレスト・フ アンド・一号株 式会社	檜原村役 場
八王子市南浅川町三六三三番一	関谷芳弘	八王子市 役所
青梅市梅郷一丁目一八九九番	森田範行	青梅市役 所

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東
京都告示第千四百五十六号のとおり。

●東京都告示第千七百二十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成二十八年三月三十一日までに伐採することができ保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源かん養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六一四・四七
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六三・一五
	浅川	八王子市の区域	七九・八四
	計		九五七・四六
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一七・〇八

区域

浅川 八王子市及び町田市の区域 九・九七

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈町の区域 八一・五四

計 一六〇・三一

秋川 西多摩郡檜原村の区域 〇・七八

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈町の区域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

計 八九・九二

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一六・三八

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域 一七・七〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一〇・五二

小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇

計 二四〇・六〇

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の

案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 国家戦略都市計画建築物等整備

事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
当該事項を定める土地の区域

追加する部分
東京都市計画都市再生特別地区(大手町地区)

千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び千代田区役所及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

東京都知事 舩 添 要 一

平成二十七年十二月一日

一 国家戦略都市計画建築物等整備

事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
当該事項を定める土地の区域

品川駅周辺地区地区計画

港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
当該事項を定める土地の区域

一 国家戦略都市計画

臨海副都心有
明北地区地区計画

変更する部分
江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 国家戦略都市計

画建築物等整備

事業に係る都市

計画に定めるべ

き事項の種類
東京都市計画下
水道
東京都公共下
変更する部分
水道
千代田区大手町二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 及び千代田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画都市再生特別地区に係る都市計画の案を次のよ
うに公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画都 追加する部分
市再生特別地区 (京橋一丁目東
地区)
中央区京橋一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋
多都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告
する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東
京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

秋多都市計画区
区域分
市街化区域
追加する部分

市街化調整区

あきる野市牛沼字初雁、字東龍ヶ
崎、字西龍ヶ崎及び雨間字西郷前
各地内

市街化調整区

削除する部分
あきる野市牛沼字初雁、字東龍ヶ
崎、字西龍ヶ崎及び雨間字西郷前
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二
十一階北側) 並びにあきる野市役所

三 縦覧期間

及び日の出町役場
公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告
する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都市計画用
途地域
第一種低層住
居専用地域
削除する部分

第一種中高層
住居専用地域

追加する部分
中野区大和町二丁目、大和町三丁
目、大和町四丁目、豊島区長崎五
丁目、練馬区西大泉二丁目、西大
泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉
学園町二丁目各地内

変更する部分

練馬区西大泉一丁目、西大泉二丁
目、西大泉三丁目、西大泉五丁目、
大泉学園町二丁目及び大泉学園町
三丁目各地内

第一種中高層
住居専用地域

追加する部分
豊島区長崎五丁目、練馬区西大泉

<p>第一種住居地域</p> <p>追加する部分</p> <p>豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各各地内</p> <p>削除する部分</p> <p>豊島区池袋本町一丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目及び北区中十条三丁目各各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>練馬区西大泉二丁目及び西大泉三丁目各各地内</p> <p>追加する部分</p> <p>中野区大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋三丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、長崎一丁目、</p>	<p>二丁目及び西大泉五丁目各各地内</p> <p>削除する部分</p> <p>中野区大和町一丁目、豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋三丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、長崎一丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目及び長崎五丁目各各地内</p> <p>追加する部分</p> <p>豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各各地内</p>	<p>二丁目及び西大泉五丁目各各地内</p> <p>削除する部分</p> <p>中野区大和町一丁目、豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋三丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、長崎一丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目及び長崎五丁目各各地内</p> <p>追加する部分</p> <p>豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各各地内</p>
<p>二 縦覧場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに千代田区役所、墨田区役所、中野区役所、豊島区役所、北区役所及び練馬区役所</p> <p>三 縦覧期間</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>商業地域</p> <p>変更する部分</p> <p>豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目及び上池袋四丁目各各地内</p> <p>千代田区大手町一丁目地内</p> <p>削除する部分</p> <p>豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目及び上池袋四丁目各各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>墨田区向島四丁目、向島五丁目、東向島一丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、東向島五丁目、東向島六丁目、堤通一丁目、堤通二丁目、墨田一丁目、墨田二丁目、墨田四丁目、墨田五丁目、押上二丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目、文花三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目、立花六丁目及び豊島区池袋本町三丁目各各地内</p>	<p>準工業地域</p> <p>削除する部分</p> <p>豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目及び上池袋四丁目各各地内</p> <p>変更する部分</p> <p>墨田区向島四丁目、向島五丁目、東向島一丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、東向島五丁目、東向島六丁目、堤通一丁目、堤通二丁目、墨田一丁目、墨田二丁目、墨田四丁目、墨田五丁目、押上二丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目、文花三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目、立花六丁目及び豊島区池袋本町三丁目各各地内</p>
<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように</p>	<p>一 都市計画の種類</p> <p>東京都都市計画地区計画</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び墨田区役所</p> <p>三 縦覧期間</p> <p>公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p>	<p>東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年十二月一日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>都市計画を定める土地の区域</p>

公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都
市高速鉄道

東武鉄道伊勢
崎線 追加する部分

墨田区押上一丁目、押上二丁目及
び向島一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)及び墨田区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道
路

都市高速道路
第一号線

追加する部分
大田区羽田二丁目及び羽田三丁目
各地内

変更する部分

大田区羽田一丁目、羽田二丁目、
羽田三丁目、羽田四丁目、東糀谷
三丁目、東糀谷四丁目、東糀谷六
丁目、羽田旭町、羽田空港一丁目、
大森南四丁目、大森南五丁目、昭
和島一丁目、昭和島二丁目、平和
島一丁目、平和島二丁目、平和島
三丁目、平和島四丁目、平和島五
丁目、平和島六丁目、品川区勝島
一丁目、勝島二丁目、勝島三丁目、
南大井二丁目、南大井三丁目、東
大井一丁目、東品川二丁目、港区
港南三丁目、港南四丁目、海岸一
丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、
東新橋一丁目、中央区浜離宮庭園、
銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三
丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、
銀座七丁目、銀座八丁目、築地一
丁目、築地四丁目、築地五丁目、
新富一丁目、新富二丁目、八丁堀
一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三
丁目、八丁堀四丁目、京橋一丁目、
京橋二丁目、京橋三丁目、日本橋
一丁目、日本橋三丁目、日本橋兜
町、日本橋小網町、日本橋室町一
丁目、日本橋本町一丁目、日本橋
本町二丁目、日本橋本町三丁目、
日本橋本町四丁目、千代田区岩本
町一丁目、岩本町二丁目、岩本町
三丁目、神田美倉町、神田西福田
町、神田紺屋町、神田東紺屋町、
神田東松下町、神田岩本町、神田
佐久間河岸、神田佐久間町二丁目、
神田平河町、神田和泉町、神田松
永町、台東区台東一丁目、台東二

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)並びに大田区役所、品
川区役所、港区役所、中央区役所、
千代田区役所及び台東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道
路

都市高速道路 追加する部分
第三号線

世田谷区三軒茶屋一丁目、太子堂
一丁目、太子堂二丁目、三宿一丁
目、池尻二丁目、池尻三丁目及び
目黒区大橋二丁目各地内
変更する部分
世田谷区大蔵四丁目、大蔵五丁目、

<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画法道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京</p>	<p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに世田谷区役所、目黒区役所、渋谷区役所、港区役所及び千代田区役所</p>	<p>大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、砧公園、瀬田五丁目、上用賀五丁目、用賀二丁目、用賀四丁目、桜新町一丁目、新町二丁目、駒沢二丁目、駒沢三丁目、駒沢四丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、三軒茶屋一丁目、三軒茶屋二丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目、三宿一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目、目黒区大橋二丁目、青葉台四丁目、渋谷区神泉町、円山町、道玄坂一丁目、渋谷二丁目、渋谷四丁目、港区南青山六丁目、西麻布一丁目、西麻布二丁目、西麻布三丁目、西麻布四丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、千代田区永田町一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目及び準町各地内</p>
<p>都市計画の種類 東京都知事 外 添 要 一 都市計画を定める土地の区域</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画法道路に係る都市計画の案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年十二月一日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに世田谷区役所及び目黒区役所</p>	<p>都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十七年十二月一日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域</p> <p>追加する部分 幹線街路補助線街路第二十号線 世田谷区代沢一丁目、北沢一丁目及び目黒区駒場四丁目各地内 削除する部分 世田谷区代沢一丁目、北沢一丁目及び目黒区駒場四丁目各地内</p>
<p>土地区画整理事業の換地処分について</p> <p>土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三条第三項の規定により田町駅東口北地区土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第</p>	<p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに渋谷区役所、目黒区役所及び世田谷区役所</p>	<p>東京都計画法道路</p> <p>幹線街路補助線街路第五十二号線</p> <p>削除する部分 世田谷区成城四丁目、成城五丁目及び成城八丁目各地内 変更する部分 渋谷区神泉町、目黒区青葉台四丁目、駒場一丁目、駒場二丁目、大橋二丁目、世田谷区代沢一丁目、代沢三丁目、代沢四丁目、池尻四丁目、三宿二丁目、太子堂三丁目、太子堂五丁目、代田一丁目、若林二丁目、若林五丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目、宮坂二丁目、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、船橋一丁目、船橋三丁目、桜丘五丁目、千歳台一丁目、祖師谷一丁目、祖師谷三丁目、祖師谷四丁目、成城六丁目及び成城七丁目各地内</p>

四項の規定により公告する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市花小金井六丁目二十八番二、同番四、二十九番三及び同番五から同番七まで
小平市花小金井六丁目十九番十八号
中島與三郎

小平市仲町四十五番十九、四十六番六、五十六番四、同番六、同番十、五十七番三及び同番四
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

小平市花小金井六丁目四十四番四、同番五及び四十九番二十五
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東久留米市下里二丁目八百五十番四、同番三十二及び同番三十三
東久留米市東本町五番十号
サニークリーンビル二階
友光開発株式会社
代表取締役 森本 潮美

調布市深大寺北町六丁目二十番三、同番十及び同番十二
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

調布市深大寺北町七丁目十九番一、同番十九及び同番二十
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

調布市深大寺北町七丁目十九番一、同番十九及び同番二十
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

調布市深大寺北町七丁目十九番一、同番十九及び同番二十
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

調布市深大寺北町七丁目十九番一、同番十九及び同番二十
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

番一、同番十九及び同番二十
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

東京都立海上公園有料施設の休場日について

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)第十七条第一項ただし書の規定に基づき、東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり指定する。

平成二十七年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 休場する有料施設 東京都立大井ふ頭中央海浜公園の陸上競技場、第一球技場、第二球技場、野球場、テニスコート及び会議室

二 休場日 平成二十七年十二月八日

三 理由 電気設備点検のため

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
定価 本号 一箇月 五〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

